



平成 20 年 4 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社セブン&アイ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 村田 紀敏
(コード番号 3382 東証第一部)
問合せ先 取 締 役 氏家 忠彦
(TEL. 03-6238-3000)

取締役に対する株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 4 月 10 日開催の取締役会において、当社取締役に対し、報酬として株式報酬型ストック・オプションを目的とした新株予約権を付与することの承認を求める議案を、平成 20 年 5 月 22 日開催予定の第 3 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社は、取締役に対する報酬制度に関して、既に退職慰労金制度を廃止し業績連動型報酬を導入いたしております。今般、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、従前の報酬枠の範囲内で、退職慰労金制度の廃止等その他諸般の事情を勘案し、年額 2 億円を限度額として、当社取締役（社外取締役を除く）に対する報酬等として、以下の要領により、いわゆる株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を付与することといたしました。

本新株予約権については、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することを条件として、取締役会決議により発行することといたしたく存じます。また、本新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権 1 個当たりの公正価額相当額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。このように、本新株予約権の発行は、当社取締役の当社に対する報酬請求権と新株予約権の公正価値相当額である払込金額を相殺することにより行うことから、有利発行には該当しないこととなります。

なお、本総会に付議する「取締役 13 名選任の件」が原案通り可決された場合、本議案の対象となる、当社の取締役の員数は社外取締役 3 名を除く 10 名となります。

2. 新株予約権発行の要領

- (1) 新株予約権の割当てを受ける者
当社取締役（社外取締役を除く）

(2) 新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当該払込金額に基づく割当対象者の払込債務は、新株予約権の割当日において、新株予約権の引き受けを条件に割当対象者に付与される当社に対する報酬債権をもって相殺する。

(3) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権 1 個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、当社が株式分割、株式無償割当または株式併合を行う場合等、上記の対象株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で対象株式数を調整することができる。

(4) 新株予約権の総数

当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の総数は、上記の年額 2 億円を、新株予約権の発行にかかる取締役会決議の前日の株価、一定の基準により算出された株価変動率及び新株予約権の行使可能期間等の諸条件を織り込んだブラック・ショールズ・モデルに基づき算出される新株予約権 1 個あたりの公正評価額をもって除して得られた数（整数未満の端数は切捨て）を限度とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額は 1 円として、これに対象株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権を割当てるとの翌日から 20 年以内の期間で取締役会の定める期間とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降 10 日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。
- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(9) その他新株予約権の細目等

上記（1）から（8）までの細目及び（1）から（8）まで以外の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(注) 上記の内容については、平成 20 年 5 月 22 日開催予定の第 3 回定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以 上